第5次茨木市総合計画

第7期実施計画

令和3年度 \sim (2021年)

令和7年度 (2025年)

令和3年4月





目 次

第 1	Э	『施計画の概要	
1		実施計画の位置づけ	1
2	2 言	十画期間と計画の運用	2
3	8	拖策体系	2
第 2	2	育7期実施計画	
1	. 复	匡施計画の見方	4
2	2 糸	総括表	5
3	8	育7期実施計画	6
	(1)	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち	6
	(2)	次代の社会を担う子どもたちを育むまち	19
	(3)	みんなの"楽しい"が見つかる文化のまち	32
	(4)	市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち …	41
	(5)	都市活力がみなぎる便利で快適なまち	48
	(6)	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	63
	(7)	まちづくりを進めるための基盤	71

第1 実施計画の概要

1 実施計画の位置づけ

第5次茨木市総合計画は、次の3層で構成されています。

◎基本構想:まちの将来像とそのめざすべき方向性を示す。

◎基本計画:基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容

(施策別計画)、都市構造、財政計画を示す。

◎実施計画:基本計画で定めた取組を実現する具体的な事業内容を示す。

実施計画は、総合計画に掲載されている各施策を効果的に進めていくために、施策評価の結果をはじめ、社会情勢や財政状況を踏まえつつ、具体的な事業の計画を作成するもので、予算編成や事業執行の指針となるとともに、市の取り組む事業について市民に分かりやすく伝えることにより、行政の説明責任を果たすものです。

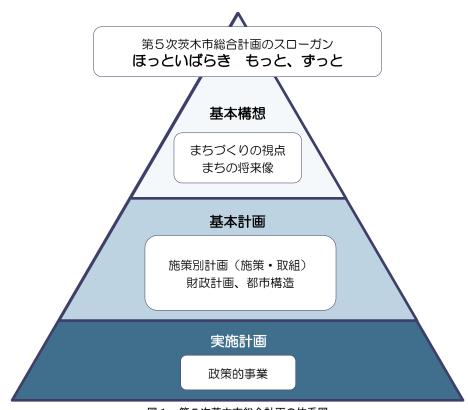


図1 第5次茨木市総合計画の体系図

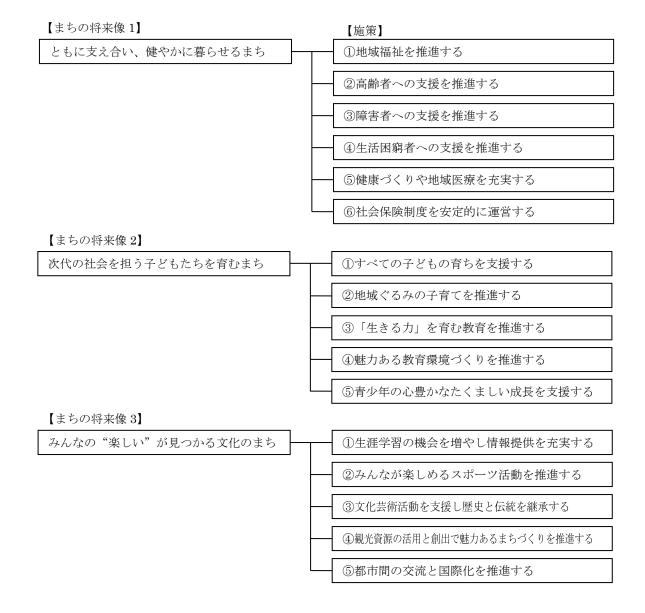
2 計画期間と計画の運用

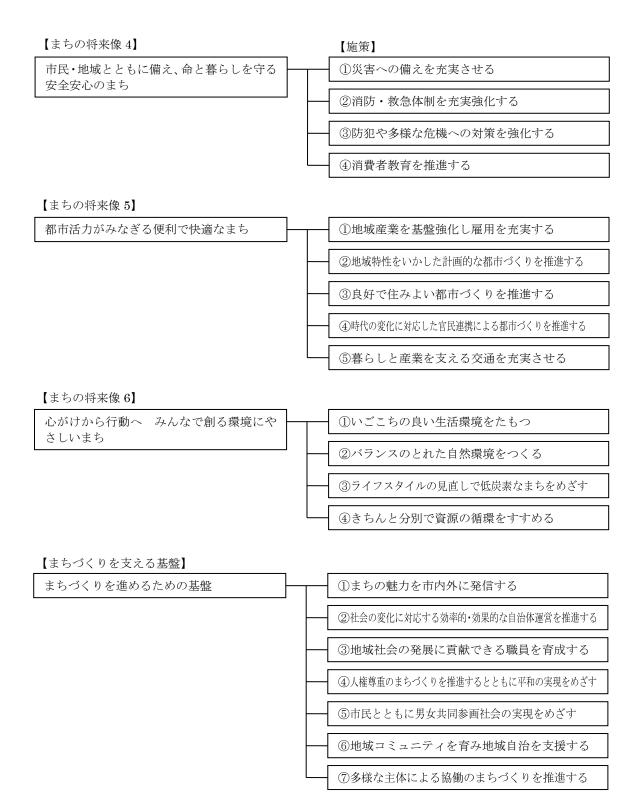
実施計画の計画期間は令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度までの5年間とします。また、第5次茨木市総合計画の進行管理手法である施策評価の結果等を踏まえ、ローリング方式**で、毎年度、計画内容の見直しを行い公表します。

※ ローリング方式: 社会情勢や財政状況の変化への対応、進捗状況の確認を行い、事業の立 案、見直しや計画の修正を転がすように定期的に行っていく手法のこと。

3 施策体系

第5次茨木市総合計画基本構想を実現するための、後期基本計画における施 策体系は以下のとおりです。





第2 第7期実施計画

1 実施計画の見方

第5次茨木市総合計画基本構想を実現するための、令和3年度以降の新規・拡充等事業を示します。

<実施計画の見方>

1 施策の概要

<u> </u>	旭次以1000000000000000000000000000000000000					
1	施策	1-1 地域福祉を推進する				
2	対応する SDGs	#ACTORIC				
3	施策の 方向性	地域住民等の支え合いとも連動しながら、年齢や性別、障害の有無等にかかわらない全世代・全対象型の包括的支援体制を推進し、すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくりを進めます。				
		-1-1 多様な主体の協働による地域福祉の推進				
		-1-2 地域における相談支援体制の充実				
		-1-3 すべての人の権利が守られる地域社会の推進				
4	取組					

施策ごとに基本 計画の内容を記 載しています。

2 新規・拡充事業等

		事業名	1-1-1 社会福祉協議会支援事業			
		目的	茨木市社会福祉協議会に助成を行うことにより、行政との連携や事業運営の安定化を促進 し、もって地域福祉の推進を図る。			
			0.00 Constant to 10.00 constan	R3	拡充]
'	'		①補助対象経費の整理・見直しを行う。	R4	継続	
		+ 553	②法人の経営改善に向けた指導・助言を行う。 ③権利擁護推進事業を拡充する。			
		内容	◎惟利雅護推進事業を拡充する。④地域住民及び団体の活動支援を推進する。		継続	
			⑤ボランティアの育成・活動支援を推進する。	R7	継続	L
_						_

施策ごとに令和 3年度以降に令和 東業目的や内容 事業の方向性いる 事業がありたいが を記載している で、 ※方向性が構 にの場合は空欄

前年度と比較した事業の方向性(令和4年度以降は見込み)を、次の8種類で示しています。

●新規:新規事業として実施

●継続:おおむね前年度と同様の事業内容で実施

ただし、当該年度の前年度が「臨時拡充」の場合は、臨時拡充前時点と比較した方向性

- ●拡充:対象や事業内容の見直しにより、事業規模を拡充して実施
- ●臨時拡充:単年度など期間を限定し、事業内容を拡充して実施
- ●縮小:対象や事業内容の見直しにより、事業規模を縮小して実施
- ●廃止:事業を廃止する場合(事業実施最終年度の翌年度に表示)
- ●完了:事業が完了する場合(事業実施最終年度に表示)
- ●新規完了:新規で実施し、単年度で完了する場合

※事業の方向性は現段階の見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更となる場合があります。

2 総括表

第7期実施計画における、令和3年度の新規・拡充等事業の集計は次のとおりです。

	東光粉				
	事業数	新規	拡充等	縮小・完了等	
将来像1	42	16	22	4	
将来像2	51	13	34	4	
将来像3	25	6	16	3	
将来像4	21	2	19	0	
将来像5	61	9	52	0	
将来像6	23	1	20	2	
まちづくりを支える基盤	44	14	29	1	
計	267	61	192	14	